

### (3) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

#### イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

（注）1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。

2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。

3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。

4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

#### ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	適正な対価の負担なく委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権 ※ 信託の設定等による贈与税の課税関係については、国税庁ホームページのタックスアンサー「No. 4427 新たに信託の設定等を行った場合」をご覧ください。
2	保険料を負担した人以外の人が受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人が定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から教育資金支出額及び管理残額を控除した残額
8	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額及び管理残額を控除した残額

#### ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（40ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（42、43ページ参照）の適用を受ける金銭
12	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等
13	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等

## 「特定贈与財産」

特定贈与財産（39ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（39ページのハの8参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、42ページを参照してください。

## （4）贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

### イ 土地

#### （1）宅地

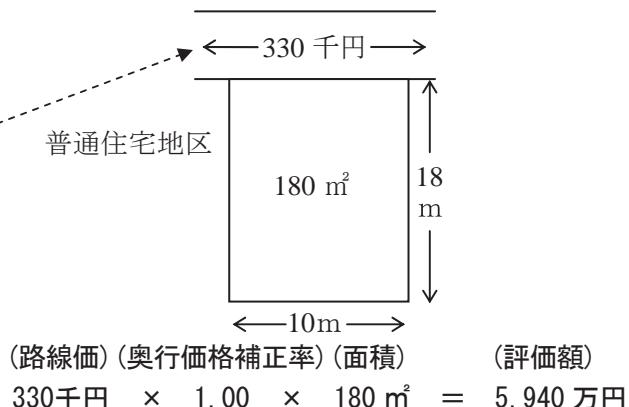
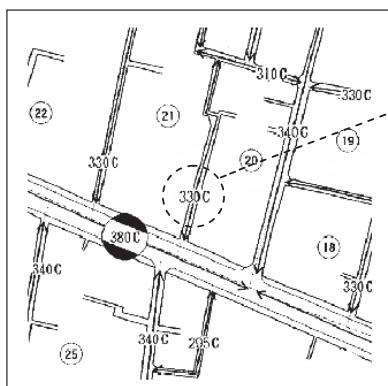
宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

##### 【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のこと、「路線価図」で確認することができます。宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

（注）調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で確認することができます。

路線価図（抜粋）



##### 【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乘ずる倍率等					
宅地	田	畠	山林	原野	牧場
路線	比準	比準	比準	比準	比準
路線	比準	比準	比準	比準	
1.1 純	13純	22			
1.1 純	11純	16純	19純	20	

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)  
1,000 万円 × 1.1 = 1,100 万円

（注）評価倍率表の「固定資産税評価額に乘ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

（注）贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）に係る宅地（敷地利用権）の価額については、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に区分所有補正率を掛けて計算する場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載されているパンフレット「『居住用の区分所有財産』の評価が変わりました」を参照してください。

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】で閲覧することができます。

